

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 287,800	円 312,600	円 392,100	円 521,300	円 704,700	円 913,000	1 付加利用料金  入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額  2 電気料及び暖房料 (1) 電気料  機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		休日	1階のみ使用	236,100	256,300	321,500	427,500	577,900	748,700	
		その他の日	1階及び2階を使用	239,300	260,500	336,000	433,600	586,800	760,300	
		その他の日	1階のみ使用	196,400	213,700	275,600	355,700	481,300	623,500	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	81,900	89,400	111,700	149,000	200,900	260,500		
		その他の日	68,200	74,500	93,100	124,000	167,300	217,000		
附属展示場		土曜日及び休日	53,800	60,100	74,700	100,400	134,600	175,100		
		その他の日	45,300	50,200	62,500	83,200	112,600	145,700		
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日 (0.5ヘクタールまでごとに)	24,500	26,200	33,100	44,000	59,200	77,100		
		その他の日 (0.5ヘクタールまでごとに)	20,200	22,000	27,500	36,600	49,600	64,200		
	第2屋外展示場	土曜日及び休日 (0.5ヘクタールまでごとに)	11,100	12,100	15,100	20,200	27,300	35,300		
		その他の日 (0.5ヘクタールまでごとに)	9,500	10,100	12,800	16,900	22,800	29,600		



第1ロッカー室	1,100	1,220	1,470	1,950	2,690	3,420	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,100	1,220	1,470	1,950	2,690	3,420	
第1シャワー室	470	470	620	840	1,100	1,470	
第2シャワー室	470	470	620	840	1,100	1,470	
特別室	1時間までごとに2,430円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 7,470	円 8,210	円 10,160	円 13,590	円 18,370	円 23,760	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,540	4,910	6,130	8,210	11,020	14,340	
	C会議室	1,000	1,000	1,350	1,710	2,310	3,050	
会議場	特別会議室	16,000	17,450	21,830	29,100	39,290	50,910	
	第1会議室	6,150	6,720	8,380	11,180	15,100	19,560	
	第2会議室	8,210	8,950	11,190	14,920	20,130	26,100	
	第3会議室	15,390	16,760	20,980	27,970	37,760	48,950	
	第4会議室	30,750	33,560	41,970	55,940	75,530	97,890	
	第5会議室	15,390	16,760	20,980	27,970	37,760	48,950	
	第6会議室	8,210	8,950	11,190	14,920	20,130	26,100	
	第7会議室	9,230	10,070	12,580	16,760	22,640	29,340	
	第8会議室	16,420	17,900	22,380	29,840	40,300	52,220	
	第9会議室	30,750	33,560	41,970	55,940	75,530	97,890	
第10会議室	18,450	20,130	25,170	33,560	45,320	58,740		
特別室	1時間までごとに2,430円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	1 式 円 12,230	
		演台	1 卓 540	花台を含む。
		舞台用幕	1 式 6,120	
	音 響 設 備	放送設備	1 式 3,910	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式 2,210	
		レコードプレーヤー	1 台 930	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 930	
		ミニディスクプレーヤー	1 台 930	
		カセットテープレコーダー	1 台 930	
		デジタルテープレコーダー	1 台 930	
		はね返りスピーカー	1 組 670	
		マイクロホン	1 本 540	
		携帯用拡声器	1 式 730	
	照 明 設 備	フットライト	1 列 670	
		アッパーホリゾントライト	1 列 1,050	
		ロアホリゾントライト	1 列 540	
		ボーダーライト	1 列 840	
		サスペンションライト	1 列 1,050	
		シーリングライト	1 列 1,640	
		シーリングライト (リング上)	1 列 840	
		スタンド式ライト	1 組 270	
	映 像 設 備	ビデオセット	1 式 910	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台 910	
	ス ポ ー ツ 用 具	テニス用具	1 式 620	ボール及びラケットを除く。
		バレーボール用具	1 式 620	ボールを除く。
		バドミントン用具	1 式 390	シャトルcock及びラケットを除く。

等	バスケットボール用具	1 式	1,950	ボールを除く。	
	卓球用具	1 式	780	ボール及びラケットを除く。	
	ハンドボール用具	1 式	600	ボールを除く。	
	電光表示盤	1 式	5,480	2 面 1 式	
その他	ピアノ	1 台	4,170		
会議 場	音響 設備	マイクロホン	1 本	540	
		無線式音声受信機	1 台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	930	
		カセットテープレコーダー	1 台	930	
	照明 設備	ピンスポットライト	1 台	1,440	
		ビデオプロジェクター200インチ	1 台	5,590	
	映像 設備	ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,830	固定式
		ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,830	移動式
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	1 台	3,010	
		液晶プロジェクター3,200ルーメン	1 台	810	
		16mm映写機	1 台	2,410	
		スライド映写機	1 台	2,390	固定式
		スライド映写機	1 台	1,490	移動式
		カラーテレビ37型	1 台	1,790	
		プラズマディスプレイ50型	1 台	1,150	
		モニターテレビ	1 組	1,910	4 台卓組込み
		VHS ビデオデッキ 1	1 台	940	
		VHS ビデオデッキ 2	1 台	440	
		β ビデオデッキ	1 台	500	
		コンパチビデオデッキ	1 台	760	
		教材提示装置	1 台	1,120	
		レーザーディスクプレーヤー	1 台	450	
	カラーテレビカメラ	1 台	1,740		
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,370		
	その他	レーザーポケットマーカー	1 台	130	
		ポータブルステージ	1 台	430	

備考 1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日